

令和5年度全国高等学校総合体育大会
第73回全国高等学校フィギュアスケート競技選手権大会
出店・運営要項

茨城県実行委員会

1 目的

茨城県実行委員会(以下「実行委員会」という)は、令和5年度全国高等学校総合体育大会 73 回全国高等学校フィギュアスケート競技選手権大会(以下「本大会」という。)の大会参加者および一般観覧者に便宜を図るため、競技会場において売店の出店を認めることとし、その適切な運営を図るためにこの要項で必要な事項を定めることを目的とする。

2 出店期間

令和6年1月18日(木)～令和6年1月20日(土) 9:00～18:00

令和6年1月21日(日) 9:00～15:00

3 出店場所およびスペース

出店場所は、実行委員会および笠松運動公園管理事務所(以下「会場施設」という。)で指定した場所とする。出店スペースは、出店者が希望面積を申請する。(店舗数によって希望に添えない場合がある。)

(1) 山新スイミングアリーナ2階……………1区画 幅1.8m×奥行1.35m(長机2台+椅子)

(2) 山新スイミングアリーナ入口周辺(屋外)……………1区画 幅3.0m×奥行3.0m(テント1張分)

4 経費負担

(1) 出店者は、売店の設置、運営および撤去に要する一切の経費を負担するものとする。

(2) 出店に際し、1日当たり1,260円の行為許可使用料を会場施設に支払う。また、許可区分の種類によっては、別途、使用料が必要になる場合がある。(業として行う写真の撮影等)

※詳しくは、笠松運動公園ホームページの利用料金を参照

5 販売品目

売店等において販売する品目は、次に掲げる範囲とする。

(1) 土産品類

ア 内容、品質、包装等において、茨城県の土産品としてふさわしいもの

イ 実行委員会が販売にふさわしいと認めるもの

(2) 食品類(酒類を除く)

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設(以下、「営業許可施設」という。)において製造・加工されたもので、かつ容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもので、次に掲げる品目とする。

① パン類および菓子類、インスタント食品類等

② 実行委員会が販売にふさわしいと認めるもの

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理、加工、加熱処理を行うものであり保健所の営業許可を得ているもの。

(3) その他

ア 運動用具類

イ 写真・映像材料等

ウ 実行委員会が販売にふさわしいと認めるもの

6 出店申し込み

出店希望者は、大会ホームページ(https://ibaraki-koutairen.jp/figure_inter/)から所定の申込書をダウンロードし、申請書を事前に大会実行委員会のメールアドレスに送信のこと。(令和5年12月25日(月)〆切)

7 出店許可

申し込みのあった出店者に対し、実行委員会は、次の事項に該当するものの中から出店者を選定し、「出店許可証」を交付する。

- (1) 営業経験・実績が豊富で、信頼できる業者であること。
- (2) 関係法令に違反していないこと。

その後、許可を得た出店者は、会場施設に行き許可の申請および使用料を支払うこと。

出店当日は、役員受付にて実行委員会および会場施設からの各許可証を提示のこと。引き換えに関係者章(IDおよびビブス等)を貸与し、その関係者章によって会場に入場し出店することができる。

8 出店者の義務

- (1) 出店者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- ア 第三者への出店の権利の譲渡および転貸又は売店等の管理・運営を委任すること。
- イ 販売品を不当な価格で販売すること。
- ウ 指定された場所以外で販売又は呼び込みを行うこと。
- エ 許可された品目以外のものを販売すること。
- オ 火気を使用すること。(別途協議する場合を除く。)
- カ 拡声器又は音響器具類を使用すること。
- キ その他、大会運営に支障のある行為を行うこと。

- (2) 出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ア 実行委員会が交付した「出店許可証」を店頭の見やすい場所に掲示すること。
- イ 販売品の搬入・搬出は、事前に打ち合わせをした上で、大会運営に支障のない所定の時間内に行うこと。
- ウ 接客に当たっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心がけること。
- エ 売店等の装飾は、商品等を主体とし、宣伝・広告用のものは掲示しないこと。
- オ 販売品には、関係法令の定めるところにより、適切な表示を行うとともに、販売価格を明示すること。
- カ 屑物入れ等を備え、売店等およびその周辺を常に清潔に保ち、ごみ等は出店者が責任を持って搬出・処理すること。
- キ 実行委員会および会場施設管理者の指示に従うこと。
- ク 販売品の管理については、出店者が一切の責任を負うこと。

9 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号の1つに該当するときは、出店を取り消すものとする。また、取り消された場合、利用料等の返金は一切行わない。

- (1) 関係法令並びに、本要項に違反したとき。
- (2) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

10 事故等の処理

売店等において、事件・事故等が発生したときは、出店者は直ちに実行委員会および関係機関に連絡すると共に、その指示に従い事故処理にあたるものとする。

11 損害賠償

出店者(従業員を含む)が、会場施設または第三者に損害を与えた場合、賠償の責任を負うものとする。

12 原状回復

出店者は、出店場所および使用した設備等、自己の負担において大会終了後速やかに原状に回復し、実行委員および会場施設管理者の指示および確認を受けなければならない。

13 事務処理および指導権限

本要項に定める実行委員会の事務処理および指導権限は、会場施設における実施本部が継承するものとする。

14 その他

- (1) 会場施設内の電源設備は原則として使用できない。
- (2) お客様の苦情など、各店で発生したトラブルについては、各出店者が責任もって対応すること。
- (3) 販売にあたって、本大会の写真・映像等を撮影する場合は、出店申し込みと同時に、取材申し込みを行うこと。申し込み方法は、大会ホームページに掲載されている「報道取材・写真撮影要項」を参照し申し込むこと。
- (4) この要項について疑義が生じた場合、または定めのない事項については、関係者と協議して実行委員会が別途定めるものとする。